

令和7年6月10日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）退職すべき期日又は令和7年8月12日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員
- （4）令和7年6月17日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年6月17日から令和7年8月12日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

20人

3 募集の期間（約2か月）

令和7年6月17日（火）午前9時30分から

令和7年8月12日（火）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年6月19日（木）から令和7年8月12日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： [REDACTED]
[REDACTED]

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課任用第一係 [REDACTED]

電話： [REDACTED]（内線） [REDACTED]

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和7年8月12日（火）までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、（注）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること（職員個人のアドレスに送付しないこと）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、令和7年8月12日に50歳以上のもの	合計 20 人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和7年8月12日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表(一)の適用を受けるもので、令和7年8月12日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和7年8月12日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和7年8月12日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和7年8月12日に50歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもの(ただし、行政職俸給表(一)の適用を受けるものは5級以上)で、令和7年8月12日に45歳以上のもの(ただし、本省籍のものは50歳以上とする。)		
	各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち本省籍のもので、令和7年8月12日に50歳以上のもの		

令和7年8月13日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）退職すべき期日又は令和7年10月3日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員
- （4）令和7年8月21日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年8月21日から令和7年10月3日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

20人

3 募集の期間（約1.5か月）

令和7年8月21日（木）午前9時30分から

令和7年10月3日（金）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年8月25日（月）から令和7年10月3日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： [REDACTED]

※FAX： [REDACTED]

○担当窓口： [REDACTED]

電話： [REDACTED] (内線) [REDACTED]

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和7年10月3日(金)までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること(職員個人のアドレスに送付しないこと)

(注) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、令和7年10月3日に50歳以上のもの	合計 20人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和7年10月3日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表(一)の適用を受けるもので、令和7年10月3日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和7年10月3日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和7年10月3日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和7年10月3日に50歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもの(ただし、行政職俸給表(一)の適用を受けるものは5級以上)で、令和7年10月3日に45歳以上のもの(ただし、本省籍のものは50歳以上とする。)		
	各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち本省籍のもので、令和7年10月3日に50歳以上のもの		

令和7年11月6日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）退職すべき期日又は令和8年1月9日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員
- （4）令和7年11月13日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年11月13日から令和8年1月9日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

15人

3 募集の期間（約2か月）

令和7年11月13日（木）午前9時30分から

令和8年1月9日（金）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年11月27日（木）から令和8年1月9日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： [REDACTED]

※FAX： [REDACTED]

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課任用第一係 [REDACTED]

電話： [REDACTED]（内線） [REDACTED]

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和8年1月9日（金）までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、(注) のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること（職員個人のアドレスに送付しないこと）

(注) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、令和8年1月9日に50歳以上のもの	合計 15 人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和8年1月9日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表(一)の適用を受けるもので、令和8年1月9日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和8年1月9日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和8年1月9日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和8年1月9日に50歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので(ただし、行政職俸給表(一)の適用を受けるものは5級以上)で、令和8年1月9日に45歳以上のもの(ただし、本省籍のものは50歳以上とする。)		
	各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち本省籍のもので、令和8年1月9日に50歳以上のもの		

令和8年1月16日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）退職すべき期日又は令和8年4月2日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員

（4）令和8年1月23日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和8年1月23日から令和8年4月2日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

45人

3 募集の期間（約2か月）

令和8年1月23日（金）午前9時30分から

令和8年4月2日（木）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和8年1月26日（月）から令和8年4月2日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： [REDACTED]
[REDACTED]

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課任用第一係 [REDACTED]

電話： [REDACTED] (内線) [REDACTED]

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和8年4月2日(木)までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること(職員個人のアドレスに送付しないこと)

(注) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、令和8年4月2日に50歳以上のもの	合計 45 人	※ただし退職すべき期間の末日において、引き上げ前の定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和8年4月2日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表(一)の適用を受けるもので、令和8年4月2日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和8年4月2日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和8年4月2日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和8年4月2日に50歳以上※のもの		
	国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、令和8年4月2日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので(ただし、行政職俸給表(一)の適用を受けるものは5級以上)で、令和8年4月2日に45歳以上のもの(ただし、本省籍のものは50歳以上とする。)		
	各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち本省籍のもので、令和8年4月2日に50歳以上のもの		

令和7年8月13日
小樽検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

小樽検疫所に勤務し、小樽検疫所長により任命され令和7年10月3日に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）退職すべき期日又は令和7年10月3日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員

（4）令和7年8月21日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年8月21日から令和7年10月3日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月）

令和7年8月21日（木）午前9時30分から

令和7年10月3日（金）午後6時15分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年8月25日（月）から令和7年10月3日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： ██████████

○担当窓口：厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課
検疫所管理室 人事・給与係 ██████████

電話： ██████████（内線）██████████

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和7年10月3日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること（職員個人のアドレスに送付しないこと）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和7年6月12日
成田空港検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

成田空港検疫所に勤務し、成田空港検疫所長により任命され令和7年8月12日に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）退職すべき期日又は令和7年8月12日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員

（4）令和7年6月17日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年6月17日から令和7年8月12日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月半）

令和7年6月17日（火）午前9時30分から

令和7年8月12日（火）午後6時15分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年6月19日（木）から令和7年8月12日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： ██████████

○担当窓口：厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課
検疫所管理室 人事・給与係 ██████████

電話： ██████████（内線）██████████

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和7年8月12日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること（職員個人のアドレスに送付しないこと）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和7年11月6日
福岡検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

福岡検疫所に勤務し、福岡検疫所長により任命され令和8年1月9日に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）退職すべき期日又は令和8年1月9日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員

（4）令和7年11月13日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年11月13日から令和8年1月9日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月）

令和7年11月13日（木）午前9時30分から

令和8年1月9日（金）午後6時15分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年11月27日（木）から令和8年1月9日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： ██████████

○担当窓口：厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課
検疫所管理室 人事・給与係 ██████████

電話： ██████████（内線）██████████

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和8年1月9日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること（職員個人のアドレスに送付しないこと）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和 8 年 1 月 19 日
福岡 検 疫 所 長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

福岡検疫所に勤務し、福岡検疫所長により任命され令和 8 年 4 月 2 日に 45 歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前 15 年内の年齢以上であること

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）退職すべき期日又は令和 8 年 4 月 2 日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 61 号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60 歳等）に達する職員
- （4）令 8 年 1 月 23 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 8 年 1 月 23 日から令和 8 年 4 月 2 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約 2 か月）

令和 8 年 1 月 23 日（金）午前 9 時 30 分から

令和 8 年 4 月 2 日（木）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和 8 年 1 月 26 日（月）から令和 8 年 4 月 2 日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： ██████████

○担当窓口：厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課
検疫所管理室 人事・給与係 ██████████

電話： ██████████（内線） ██████████

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和8年4月2日（木）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること（職員個人のアドレスに送付しないこと）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和7年6月10日
国立医薬品食品衛生研究所長

国立医薬品食品衛生研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち国立医薬品食品衛生研究所長により任命されたもので令和7年8月12日に45歳以上※のもの

※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること。

2 募集人数

1名 ※応募上限数2名

※応募した職員の数が応募上限数である2名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること。）。

3 募集の期間（約2か月）

令和7年6月17日（火）午前9時30分から

令和7年8月12日（火）午後6時15分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和7年6月19日（木）から令和7年8月12日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

①応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛てに原

則電子メールにて提出する。

○提出先アドレス： ██████████

○担当窓口：国立医薬品食品衛生研究所総務部総務課人事係 ██████████
██████████

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 応募受付から14日以内に通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり。

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ。

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 退職すべき期日又は令和7年8月12日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法に定める定年(60歳等)に達する職員

(4) 令和7年6月17日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同。)を受けている者又は令和7年6月17日から令和7年8月12日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項た

だし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

①募集人数は1人、応募受付人数の上限は2人とする。

※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数を設定している。

②応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

③3番日以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

④募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とすることがある。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和8年1月20日
国立医薬品食品衛生研究所長

国立医薬品食品衛生研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち国立医薬品食品衛生研究所長により任命されたもので令和8年4月2日に45歳以上※のもの

※ただし退職すべき期間の末日において引き上げ前の定年前15年内の年齢以上であること。

2 募集人数

1名 ※応募上限数2名

※応募した職員の数に応募上限数である2名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること。）。

3 募集の期間（約2か月）

令和8年1月23日（金）午前9時30分から

令和8年4月2日（木）午後6時15分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和8年1月26日（月）から令和8年4月2日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

①応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛てに原

則電子メールにて提出する。

○提出先アドレス： ██████████

○担当窓口： 国立医薬品食品衛生研究所総務部総務課人事係 ██████████

電話： ██████████ (██████████)

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 応募受付から14日以内に通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり。

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ。

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 退職すべき期日又は令和8年4月2日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法に定める定年(60歳等)に達する職員

(4) 令和8年1月23日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同。)を受けている者又は令和8年1月23日から令和8年4月2日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

①募集人数は1人、応募受付人数の上限は2人とする。

※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数を設定している。

②応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

③3番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

④募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とすることがある。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和8年1月21日
国立保健医療科学院長

国立保健医療科学院早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

国立保健医療科学院に勤務するもののうち、国立保健医療科学院長により任命されたもので、令和8年4月2日（退職すべき期間の末日）に45歳以上のもの。

※ ただし、退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること。

2 募集人数

3名 ※ 応募上限数5名

※ 応募した職員の数に応募上限数である5名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。

その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法等」について」を参照すること）。

3 募集の期間（約2か月）

令和8年1月23日（金）午前9時15分から

令和8年4月2日（木）午後6時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和8年1月26日（月）から令和8年4月2日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛てに原則電子メールにて提出する。
 - 提出先アドレス： [REDACTED]
 - ※ [REDACTED]
 - 担当窓口：国立保健医療科学院総務部総務課人事係 [REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 令和8年4月2日(木)までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

国立保健医療科学院総務部総務課人事係 [REDACTED]

E-mail： [REDACTED]

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和8年4月2日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和8年1月23日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ)を受けている者又は令和8年1月23日から令和8年4月2日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由が

ある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数3名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合(別添参照)

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法等」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

①募集人数は3人、応募受付人数の上限は5人とする。

※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数を設定している。

②応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

③6番日以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

④募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が3人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口にお問い合わせすること。

令和7年11月14日

国立障害者リハビリテーションセンター総長

国立障害者リハビリテーションセンター早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するもの（国立障害者リハビリテーションセンター総長により任命されたものに限る。）のうち、一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のものであって、令和8年3月31日に45歳以上のもの

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）退職すべき期日又は令和8年1月9日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年に達する職員

（4）令和7年11月21日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年11月21日から令和8年1月9日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

7人

3 募集の期間（約1ヶ月半）

令和7年11月21日（金）午前 8時30分から

令和8年 1月9日（金）午後 5時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年12月31日（水）から令和8年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - 提出先アドレス： [REDACTED]
 - ※ FAX： [REDACTED]
 - 担当窓口： [REDACTED]
[REDACTED]
 - 電話： [REDACTED]（内線） [REDACTED]
- ② 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和8年1月16日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※ 電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和7年12月10日
東北厚生局長

東北厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象
東北厚生局長	東北厚生局に勤務するもののうち東北厚生局長により任命されたものの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、令和8年3月31日に45歳以上のもので、 ※その他応募をすることができない職員は（注1）のとおり

2 募集人数

2人 ※応募上限数3人

※ 応募した職員の数が応募上限数である3人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

3 募集の期間（40日間）

令和7年12月15日（月）午前 9時30分から

令和8年1月23日（金）午後 1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和8年3月1日（日）から令和8年3月31日（火）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：
:

○担当者名：東北厚生局 総務課長
：東北厚生局 総務課長補佐

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
- ※ 令和8年2月5日（木）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

東北厚生局 総務課長
総務課長補佐

電話：

E-mail
:

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

- (3) 退職すべき期日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員
- (4) 令和7年12月15日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年12月15日から令和8年1月23日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は2人、応募受付人数の上限は3人とする。
 - ※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 4番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が2人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口にお問い合わせすること。

令和7年12月9日
東海北陸厚生局長

東海北陸厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象
東海北陸厚生局長	東海北陸厚生局に勤務するもののうち東海北陸厚生局長により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、令和8年3月31日に45歳以上のもの ※その他応募をすることができない職員は（注1）のとおり

2 募集人数

3人 ※応募上限数5人

※ 応募した職員の数が応募上限数である5人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

3 募集の期間（45日間）

令和7年12月17日（水）午前9時30分から

令和8年1月30日（金）午後1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和8年3月1日（日）から令和8年3月31日（火）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - 提出先アドレス： [REDACTED]
 - 担当者名： 東海北陸厚生局 総務課 [REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和8年2月13日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

東海北陸厚生局 総務課 [REDACTED]

電話： [REDACTED]

E-mail： [REDACTED]

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）退職すべき期日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員
- （4）令和7年12月17日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年12月17日から令和8年1月30日まで（募集の期間内）に懲戒処分を

受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数3人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は3人、応募受付人数の上限は5人とする。
 - ※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 6番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が3人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口にお問い合わせすること。

(別紙)

別添15

令和7年6月16日
九州厚生局長

九州厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象
九州厚生局長	九州厚生局に勤務するもののうち九州厚生局により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、令和7年9月30日に45歳以上のもの ※その他応募をすることができない職員は（注1）のとおり

2 募集人数

1人 ※応募上限数2人

※ 応募した職員の数が応募上限数である2人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

3 募集の期間（50日間）

令和7年6月17日（火）午前9時30分から

令和7年8月5日（火）午後1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - 提出先アドレス： ██████████
 - 担当者名：九州厚生局 総務課長 ██████████
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和7年8月18日（月）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

九州厚生局 総務課長 ██████████
電話： ██████████
E-mail： ██████████

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）退職すべき期日又は令和7年8月5日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員
- （4）令和7年6月17日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年6月17日から令和7年8月5日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は1人、応募受付人数の上限は2人とする。
 - ※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 3番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

(別紙)

別添16

令和7年12月11日
九州厚生局長

九州厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象
九州厚生局長	九州厚生局に勤務するもののうち九州厚生局長により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、 <u>令和8年3月31日</u> に45歳以上のもの。 ※その他応募をすることができない職員は（注1）のとおり

2 募集人数

1人 ※応募上限数2人

※ 応募した職員の数に応募上限数である2人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

3 募集の期間（50日間）

令和7年12月12日（金）午前 9時30分から

令和8年 1月30日（金）午後 1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和8年3月1日（日）から令和8年3月31日（火）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - 提出先アドレス： [REDACTED]
 - 担当者名：九州厚生局 総務課長 [REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和8年2月13日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

九州厚生局 [REDACTED]
電話： [REDACTED]
E-mail： [REDACTED]

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）退職すべき期日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員
- （4）令和7年12月12日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年12月12日から令和8年1月30日まで（募集の期間内）に懲戒処分を

受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は1人、応募受付人数の上限は2人とする。
 - ※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 3番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口にお問い合わせすること。

別添17

地発0617第1号
令和7年6月17日

都道府県労働局長 殿

大臣官房地方課長
(公印省略)

令和7年度における都道府県労働局に所属する地方籍職員に係る
早期退職募集について

標記について、別添の都道府県労働局早期退職募集実施要項のとおり行うこととするので通知する。

また、今回の募集に係る早期退職の認定・不認定の判断については、応募者数が募集人数を超えることも想定されることから、当課と調整の上、募集の期間終了後に行うこととする。

令和7年6月17日
厚生労働大臣
都道府県労働局長

都道府県労働局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、都道府県労働局において、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

任命権者に関わらず、都道府県労働局に所属する①から③までのいずれかに該当する職員のうち、令和7年9月30日に50歳以上の者

- ① 本省籍を除く労働基準系統職員
- ② 本省籍を除く職業安定系統職員
- ③ 雇用環境・均等部（室）長を除く雇用均等系統職員

※ 雇用均等系統職員については、どの人事コースを選択していても雇用環境・均等部（室）長を除く職員が対象となる。

2 募集人数

全国で20人 ※応募上限数50名

3 募集の期間（約2週間）

令和7年7月2日（水）午前8時30分から

令和7年7月16日（水）午後5時15分まで

※ 応募した職員の数が応募上限数に達した日に募集の期間は満了するものとし、その日に募集の受付を締め切る。その場合は直ちにその旨を周知する。

また、都合により募集の期間を延長した場合は直ちにその旨を周知する。

4 退職すべき期日

令和7年9月30日（火）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募しようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属している都道府県労働局の応募先(別紙)に提出する。応募は、原則として電子メールによることとする。また、過去の募集に応募し不認定となったことがある者は、不認定の通知書の写しを提出すること。なお応募時に不認定の通知書の写しが無い場合であっても、応募は受け付けた上で、追完させること。

応募があった都道府県労働局は、提出された「応募申請書」を大臣官房地方課に速やかに転送する(下記③の「応募取下げ申請書」についても同様)こと。

- ② 選定後、厚生労働大臣により任命された職員については厚生労働省から、都道府県労働局長により任命された職員については所属する都道府県労働局から、認定又は不認定の通知書を交付する。

※退職すべき期日の1か月前までに通知する予定。

※不認定になる場合は、注2のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を応募申請書と同様の方法で提出すること。

6 本件に関する相談先

都道府県労働局総務部総務課(別紙のとおり。)

注1: 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 令和7年9月30日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法に定める定年(60歳)に達する職員

(4) 令和7年7月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年7月2日から同月16日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

注2: 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が募集人数を超え、次の方法による場合

① 募集人数を上限として、次の方法で認定する。

ア まず、令和6年度の都道府県労働局に所属する上記1①から③までに該当する職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記(1)から(4)まで以外の理由で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次認定する。

イ 次に、上記ア以外の者について、生年月日の早い者から順次認定する。

② 生年月日と同じ者があるため、上記①の方法によっても募集人数から認定することとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を上限として、受付日時が早い者から順次認定する(※)。

※ 受付日時は以下により判断することとする。

メールによる応募…都道府県労働局の応募先での受信日時

③ 上記①及び②の方法によって認定されなかった応募者は不認定とする。

早期退職募集に係る応募先及び相談先一覧

局名	総務課長	総務企画官	課長補佐(人事計画)	課長補佐	局所在地	相談先				
						電話番号	(下段:総務調整官)	総務企画官	人事計画官	総務課長補佐
01 北海道					札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎					
02 青森					青森市新町2-4-25 青森合同庁舎					
03 岩手					盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階					
04 宮城					仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎					
05 秋田					秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎					
06 山形					山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階					
07 福島					福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階					
08 茨城					水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎					
09 栃木					宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎					
10 群馬					前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎9階					
11 埼玉					さいたま市中央区新都心11番地2					
12 千葉					千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎					
13 東京					東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎					
14 神奈川					横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎					
15 新潟					新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟県民合同庁舎2号館3階					
16 富山					富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階					
17 石川					金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階					
18 福井					福井市善山1丁目1番54号 福井善山合同庁舎14階					
19 山梨					甲府市丸の内1-1-11					
20 長野					長野市中御所1丁目22-1					
21 岐阜					岐阜市金竜町5丁目13番地					
22 静岡					静岡市葵区追手町9番50号					
23 愛知					名古屋市中区三の丸2丁目5番1号					

局名	成募先(メールアドレス・局所在地)				相募先					
	総務課長	総務企画官	課長補佐(人事計画)	課長補佐	局所在地	電話番号	(下段:総務調整)	総務企画官	人事計画官	総務課長補佐
24 三重	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	津市島崎町327番2	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
25 滋賀	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4F	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
26 京都	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	京都市中京区西橋町通 柳地上ル釜吹町451	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
27 大阪	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	大阪市中央区大手前4丁目1番67号	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
28 兵庫	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
29 奈良	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
30 和歌山	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
31 鳥取	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	鳥取市富安2丁目89-9	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
32 島根	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
33 岡山	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
34 広島	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	広島市中央区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
35 山口	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
36 徳島	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
37 香川	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
38 愛媛	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
39 高知	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	高知市南金田1番39号	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
40 福岡	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
41 佐賀	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	佐賀市朝顔中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
42 長崎	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	長崎市方町7-1 TBM長崎ビル 3階	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
43 熊本	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	熊本市西区善日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
44 大分	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
45 宮崎	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	宮崎市楠通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
46 鹿児島	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
47 沖縄	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館4階	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

別添18

地発1114第1号
令和7年11月14日

都道府県労働局長 殿

大臣官房地方課長
(公印省略)

令和7年度における都道府県労働局に所属する地方籍職員に係る
早期退職募集について(2回目)

標記について、別添の都道府県労働局早期退職募集実施要項のとおり行うこととするので通知する。

また、今回の募集に係る早期退職の認定・不認定の判断については、応募者数が募集人数を超えることも想定されることから、当課と調整の上、募集の期間終了後に行うこととする。

令和7年11月14日
厚生労働大臣
都道府県労働局長

都道府県労働局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、都道府県労働局において、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

任命権者に関わらず、都道府県労働局に所属する①から③までのいずれかに該当する職員のうち、令和8年3月31日に50歳以上の者

- ① 本省籍を除く労働基準系統職員
- ② 本省籍を除く職業安定系統職員
- ③ 雇用環境・均等部（室）長を除く雇用均等系統職員

※ 雇用均等系統職員については、どの人事コースを選択していても雇用環境・均等部（室）長を除く職員が対象となる。

2 募集人数

全国で50人 ※応募上限数70名

3 募集の期間（約2週間）

令和7年12月8日（月）午前8時30分から
令和7年12月22日（月）午後5時15分まで

※ 応募した職員の数が応募上限数に達した日に募集の期間は満了するものとし、その日に募集の受付を締め切る。その場合は直ちにその旨を周知する。

また、都合により募集の期間を延長した場合は直ちにその旨を周知する。

4 退職すべき期日

令和8年3月31日（火）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募しようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、所属している都道府県労働局の応募先(別紙)に提出する。応募は、原則として電子メールによることとする。また、過去の募集に応募し不認定となったことがある者は、不認定の通知書の写しを提出すること。なお応募時に不認定の通知書の写しが無い場合であっても、応募は受け付けた上で、追完させること。

応募があった都道府県労働局は、提出された「応募申請書」を大臣官房地方課に速やかに転送する(下記③の「応募取下げ申請書」についても同様)こと。

- ② 選定後、厚生労働大臣により任命された職員については厚生労働省から、都道府県労働局長により任命された職員については所属する都道府県労働局から、認定又は不認定の通知書を交付する。

※退職すべき期日の1か月前までに通知する予定。

※不認定になる場合は、注2のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を応募申請書と同様の方法で提出すること。

6 本件に関する相談先

都道府県労働局総務部総務課(別紙のとおり。)

注1: 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和8年3月31日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法に定める定年(60歳)に達する職員
- (4) 令和7年12月8日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和8年12月8日から同月22日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

注2: 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が募集人数を超え、次の方法による場合

① 募集人数を上限として、次の方法で認定する。

ア まず、令和6年度の都道府県労働局に所属する上記1①から③までに該当する職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記(1)から(4)まで以外の理由で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次認定する。

イ 次に、令和7年度第1回の都道府県労働局に所属する上記1①から③までに該当する職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記(1)から(4)まで以外の理由で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次認定する。

ウ 最後に、上記ア、イ以外の者について、生年月日の早い者から順次認定する。

② 生年月日と同じ者があるため、上記①の方法によっても募集人数から認定することとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を上限として、受付日時が早い者から順次認定する(※)。

※ 受付日時は以下により判断することとする。

メールによる応募…都道府県労働局の応募先での受信日時

③ 上記①及び②の方法によって認定されなかった応募者は不認定とする。

早期退職募集に係る応募先及び相談先一覧

局名	応募先(メールアドレス・局所在地)				相談先					
	総務課長	総務企画官	課長補佐(人事計画課)	課長補佐	局所在地	電話番号	総務課長(下段:総務調整)	総務企画官	人事計画官	総務課長補佐
01 北海道					札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎					
02 青森					青森市新町2-4-25 青森合同庁舎					
03 岩手					盛岡市盛岡駅西通1丁目8番15号 盛岡第2合同庁舎5階					
04 宮城					仙台市宮城野区森田町1番地 仙台第4合同庁舎					
05 秋田					秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎					
06 山形					山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階					
07 福島					福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階					
08 茨城					水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎					
09 栃木					宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎					
10 群馬					前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎9階					
11 埼玉					さいたま市中央区新都心11番地2					
12 千葉					千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎					
13 東京					東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎					
14 神奈川					横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎					
15 新潟					新潟市中央区美浜町1-2-1 新潟美浜合同庁舎2号館3階					
16 富山					富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階					
17 石川					金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階					
18 福井					福井市森山1丁目1番54号 福井森山合同庁舎14階					
19 山梨					甲府市丸の内1-1-11					
20 長野					長野市中御所1丁目22-1					
21 岐阜					岐阜市金竜町5丁目13番地					
22 静岡					静岡市葵区追手町9番50号					
23 愛知					名古屋市中区三の丸2丁目5番1号					

局名	応募先(メールアドレス・局所在地)				相認先					
	総務課長	総務企画官	課長補佐(人事計画)	課長補佐	局所在地	電話番号	(下段:総務調整 課)	総務企画官	人事計画官	総務課長補佐
24 三重					津市島崎町327番2					
25 滋賀					大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4F					
26 京都					京都市中京区両替町通 御池上ル釜吹町451					
27 大阪					大阪市中央区大手前4丁目1番67号					
28 兵庫					神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階					
29 奈良					奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎					
30 和歌山					和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎					
31 鳥取					鳥取市富安2丁目89-9					
32 島根					松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F					
33 岡山					岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎					
34 広島					広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館					
35 山口					山口市中原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館					
36 徳島					徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎					
37 香川					高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階					
38 愛媛					松山市芸喜町4番地3 松山若草合同庁舎6階					
39 高知					高知市南金田1番39号					
40 福岡					福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号					
41 佐賀					佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階					
42 長崎					長崎市万才町7-1 TEM長崎ビル 3階					
43 熊本					熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階					
44 大分					大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階					
45 宮崎					宮崎市鶴通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階					
46 鹿児島					鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階					
47 沖縄					那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第二地方合同庁舎1号館4階					